

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 市民課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他市民に関する事務処理の基礎とする。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 本籍・国籍、6 住所、7 家族状況、8 親族状況、9 婚姻、10 居住状況
記録範囲	本庄市に住所を有する若しくは有した者及び本籍を有する者（戸籍の附票を含む）
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関、他の官公庁、民間・私人（本人の同意がある、法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	住民基本台帳法第 8 条に定める住民票の記載等	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録証明事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 市民課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	本庄市印鑑条例に基づき印鑑の登録、廃止及び印鑑登録証明書の発行の事務を行う。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 印影、6 居住状況	
記録範囲	印鑑登録をしている又はしたことがある者	
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 民間・私人（本人の同意がある）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課	
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	本庄市印鑑条例第 9 条に定める修正及び同条例第 10 条に定める廃止	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 市民課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	本庄市に本籍を有するものの身分的事項を公証するもの。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 本籍・国籍、5 住所、6 家族状況、7 親族状況、8 婚姻、9 居住状況	
記録範囲	本庄市に本籍を有する者及び本庄市に戸籍に関する届出をした者	
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関、他の官公庁、民間・私人（本人の同意がある、法令等に定めがある）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課	
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	各記録項目の内容については、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 113 条、第 114 条、第 116 条に定める手続を行った後に訂正申請できる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 市民課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する届出等の審査のために利用する。	
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 国籍、6 住所、7 電話番号、8 基礎年金番号、9 所得・収入	
記録範囲	本庄市に住所を有する国民年金被保険者及び老齢・障害・遺族基礎年金受給者・寡婦年金受給者・特別障害給付金受給者	
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、日本年金機構（法令等に定めがある）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課	
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	国民年金法第 1 4 条の 2 に基づく手続き	
個人情報ファイルの種別	☑法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☑有 ☐無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	民刑事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	法令による個人の犯歴、成年被後見人、破産に関する登録事務	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 本籍・国籍、5 住所、6 賞罰、7 破産宣告の有無、8 禁治産、9 準禁治産、10 成年被後見	
記録範囲	本庄市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	市の機関内、他の市の機関、他の官公庁（法令等に定めがある）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課	
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	年金生活者支援給付金事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 市民生活部 市民課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	年金生活者支援給付金の支給に関する事務のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 基礎年金番号、6 所得・収入、7 課税	
記録範囲	本庄市に住所を有する老齢・障害・遺族基礎年金受給者	
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、日本年金機構（法令等に定めがある）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課	
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		